

新発田市建築関係手数料条例

平成21年6月25日

条例第35号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、建築に関する特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請(以下「確認申請」という。)又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知(以下「計画通知」という。)に対する審査手数料(以下「確認申請手数料」という。)の額は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	12,000円 (建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物(以下この項において「確認の特例」という。)の場合にあっては、8,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000円 (確認の特例の場合にあっては、15,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	33,000円

	(確認の特例の場合 にあつては、21,000 円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	44,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	58,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	83,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	207,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	326,000円
50,000平方メートルを超えるもの	583,000円

備考 一の申請において、確認の特例以外の建築物のほかに、確認の特例である建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計した面積とし、確認の特例の場合以外の手数料の額とする。

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築物に係る部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

第3条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書及び建築物省エネ法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号の規定による住宅の確認申請手数料の額は、確認申請又は計画通知1件につき、前条第1項の手数料の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の表右欄に掲げる手数料の額を加算した額とする。

- (1) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）のみの建築物で一戸建ての住宅（以下「一戸建ての住宅」という。）の場合

床面積の合計	手数料の額
200平方メートル未満のもの	18,000円
200平方メートル以上のもの	20,000円

- (2) 住宅部分のみの建築物で共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）の場合

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満のもの	33,000円
300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	55,000円
2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	95,000円
5,000平方メートル以上のもの	142,000円

（建築設備及び工作物に関する確認申請手数料）

第4条 前2条に規定する確認申請又は計画通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における確認申請手数料の額は、前2条の手数料の額に、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 昇降機（第3号に掲げる場合を除く。）を設置する場合 14,000円
- (2) 確認済証の交付を受けた昇降機（第4号に掲げる場合を除く。）の計画の変更をして昇降機を設置する場合 8,000円
- (3) 昇降機（小荷物専用昇降機に限る。）を設置する場合 8,000円
- (4) 確認済証の交付を受けた昇降機（小荷物専用昇降機に限る。）の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合 5,000円

2 法第87条の4において準用する法第6条第1項又は法第18条第2項の規定に基づく昇降機その他の建築設備に関する確認申請手数料の額は、確認申請又は計画通知1件につき、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築設備（第3号に掲げる場合を除く。）を設置する場合 14,000円

(2) 確認済証の交付を受けた建築設備（第4号に掲げる場合を除く。）の計画の変更をして建築設備を設置する場合 8,000円

(3) 建築設備（小荷物専用昇降機に限る。）を設置する場合 8,000円

(4) 確認済証の交付を受けた建築設備（小荷物専用昇降機に限る。）の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合 5,000円

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項又は法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する確認申請手数料の額は、確認申請又は計画通知1件につき、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工作物を築造する場合 13,000円

(2) 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 7,000円

（建築物に関する完了検査申請手数料）

第5条 法第7条第1項の規定に基づく完了の検査の申請（以下「完了検査申請」という。）又は法第18条第20項の規定に基づく工事の完了の通知（以下「完了通知」という。）に対する審査手数料（以下「完了検査申請手数料」という。）の額は、完了検査申請又は完了通知1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の表右欄に掲げる手数料の額とする。

(1) 法第7条の3第4項又は法第18条第29項の規定による中間検査を受けた場合

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	17,000円 (政令第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物（以下この項において「検査の特例」という。）の場合にあつては、13,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000円 (検査の特例の場合にあつては、16,000円)

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	30,000円 (検査の特例の場合 にあつては、21,000 円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	67,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	150,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	239,000円
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円

備考 一の申請において、検査の特例以外の建築物のほかに、検査の特例である建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計した面積とし、検査の特例の場合以外の手数料の額とする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	18,000円 (検査の特例の場合 にあつては、14,000 円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	23,000円 (検査の特例の場合 にあつては、17,000 円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	32,000円 (検査の特例の場合 にあつては、23,000 円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	42,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	52,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	160,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	249,000円
50,000平方メートルを超えるもの	469,000円

備考 一の申請において、検査の特例以外の建築物のほか、検査の特例である建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計した面積とし、検査の特例の場合以外の手数料の額とする。

2 前項各号の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

第5条の2 建築物省エネ法第10条第1項の規定による建築物(法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)の完了検査申請手数料の額は、完了検査申請又は完了通知1件につき、前条第1項の手数料の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の表右欄に掲げる手数料の額を加算した額とする（次項に規定する場合を除く。）。

(1) 一戸建ての住宅の場合

床面積の合計	手数料の額
200平方メートル未満のもの	11,000円
200平方メートル以上のもの	12,000円

(2) 共同住宅等の場合

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満のもの	24,000円
300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	44,000円
2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	81,000円
5,000平方メートル以上のもの	128,000円

(3) 住宅部分以外のみの建築物（以下「非住宅建築物」という。）の場合

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満のもの	24,000円
	(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40

	号) 別紙の表の用途が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下「工場等」という。）のみの場合にあつては、9,000円）
300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	34,000円 (工場等のみの場合にあつては、15,000円)
1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	48,000円 (工場等のみの場合にあつては、24,000円)
2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	103,000円 (工場等のみの場合にあつては、72,000円)
5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	150,000円 (工場等のみの場合にあつては、113,000円)
10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	186,000円 (工場等のみの場合にあつては、143,000円)
25,000平方メートル以上のもの	226,000円 (工場等のみの場合にあつては、178,000円)

2 住宅部分及び住宅部分以外の用途に供する建築物（以下「複合建築物」という。）の場合における完了検査申請手数料の額は、完了検査申請又は完了通知1件につき、前条第1項の手数料の額に、前項第2号に掲げる当該住宅部分の手数料の額及び前項第3号に掲げる当該住宅以外の建築物の部分の手数料の額を加算した額とする。

（建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料）

第6条 前2条に規定する完了検査申請又は完了通知に係る工事に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における完了検査申請手数料の額は、前2条の手数料の額に、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 昇降機（次号に掲げる場合を除く。）を設置した場合 20,000円

(2) 昇降機（小荷物専用昇降機に限る。）を設置した場合 13,000円

2 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基

づく昇降機その他の建築設備に関する完了検査申請手数料の額は、完了検査申請又は完了通知1件につき、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 建築設備（次号に掲げる場合を除く。）を設置した場合 20,000円

(2) 建築設備（小荷物専用昇降機に限る。）を設置した場合 13,000円

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請手数料の額は、完了検査申請又は完了通知1件につき、15,000円とする。

（建築物に関する中間検査申請手数料）

第7条 法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請（以下「中間検査申請」という。）又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事の終了通知（以下「特定工程工事終了通知」という。）の検査に対する審査手数料の額は、中間検査申請又は特定工程工事終了通知1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

検査対象となる床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	62,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	140,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	219,000円
50,000平方メートルを超えるもの	409,000円

（その他の手数料）

第8条 次に掲げる事務に関する手数料は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用認定申請手数料 1件につき 120,000円

(2) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築認定申請手数料 1件につき 27,000円

(2)の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築許可申請手数料 1件につき 33,000円

- (3) 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築許可申請手数料 1件につき 33,000円
- (4) 法第44条第1項第3号の規定に基づく建築認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (5) 法第44条第1項第4号の規定に基づく建築許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (6) 法第47条ただし書の規定に基づく建築許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (7) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等許可申請手数料 1件につき 200,000円
(法第48条第16項第1号の規定により同条第15項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては105,000円、同条第16項第2号の規定により同条第15項の規定による同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては140,000円)
- (8) 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地位置許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (8)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の特例認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (9) 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (10) 法第53条第4項又は第5項(次号に掲げる場合を除く。)の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例許可申請手数料 1件につき 33,000円
- (10)の2 法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (11) 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件につき 33,000円
- (12) 法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用す

- る場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (13) 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (14) 法第55条第3項及び第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (15) 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの特例許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (16) 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (17) 法第57条の2第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料 1件につき
- ア 建築物の敷地の数が2である場合 78,000円
- イ 建築物の敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (18) 法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消申請手数料 1件につき 6,400円に現に存する建築物の敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
- (19) 法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (20) 法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (21) 法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (22) 法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (23) 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (24) 法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

- (25) 法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (26) 法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (27) 法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (28) 法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (29) 法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (30) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (31) 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率の特例認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (32) 法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (33) 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1件につき 120,000円（季節的に設ける浜茶屋及びこれに類するものにあつては20,000円）
- (33)の2 法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (34) 法第86条第1項の規定に基づく一の敷地と見なすこと等による制限の緩和に係る特例認定申請手数料 1件につき
- ア 建築物の数が2である場合 78,000円
- イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (35) 法第86条第2項の規定に基づく一の敷地と見なすこと等による制限の緩和に係る特例認定申請手数料 1件につき
- ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 7

8, 000円

イ 建築物の数が2以上である場合 78, 000円に1を超える建築物の数に28, 000円を乗じて得た額を加算した額

(36) 法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例許可申請手数料 1件につき

ア 建築物の数が2である場合 238, 000円

イ 建築物の数が3以上である場合 238, 000円に2を超える建築物の数に28, 000円を乗じて得た額を加算した額

(37) 法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可申請手数料 1件につき

ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 238, 000円

イ 建築物の数が2以上である場合 238, 000円に1を超える建築物の数に28, 000円を乗じて得た額を加算した額

(38) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料 1件につき

ア 建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 78, 000円

イ 建築物の数が2以上である場合 78, 000円に1を超える建築物の数に28, 000円を乗じて得た額を加算した額

(39) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物又は一敷地内認定建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請手数料 1件につき

ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 238, 000円

イ 建築物の数が2以上である場合 238, 000円に1を超える建築物の数に28, 000円を乗じて得た額を加算した額

(40) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る許可申請手数料 1件につき

ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 238, 000円

- イ 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (41) 法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例認定又は特例許可取消申請手数料 1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
- (42) 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (43) 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (44) 法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (44)の2 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (44)の3 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の当該2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (44)の4 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の興行場等として使用する許可申請手数料 1件につき 120,000円(季節的に設ける浜茶屋及びこれに類するものにあつては20,000円)
- (44)の5 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の特別興行場等として使用する許可申請手数料 1件につき 160,000円
- (44)の6 政令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (44)の7 政令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築制限に関する認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (44)の8 政令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転に関する認定申請手数料 1件につき 27,000円
- (45) 新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)第5条第2項の規定によ

り敷地と道路との関係等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき
27,000円

(46) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期
優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第7項までに規定する認定に係る長
期優良住宅建築等計画等認定申請手数料（次号に該当する場合を除く。）

ア 一戸建ての住宅（新築をしようとするものに限る。）の場合 1 件につき 13,
100円

イ 共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）の場合 1 件につき、次の表の左
欄に掲げる建築物の総戸数に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる手数料の額

建築物の総戸数	手数料の額
2戸以上、5戸以内のもの	24,800円
5戸を超え、10戸以内のもの	37,500円
10戸を超え、25戸以内のもの	59,100円
25戸を超え、50戸以内のもの	91,700円
50戸を超え、100戸以内のもの	137,200円
100戸を超え、200戸以内のもの	229,500円
200戸を超え、300戸以内のもの	289,300円
300戸を超えるもの	327,800円

ウ 一戸建ての住宅（新築をしようとするものを除く。）の場合 1 件につき 18,
400円

エ 共同住宅等（新築をしようとするものを除く。）の場合 1 件につき、次の表の左
欄に掲げる建築物の総戸数に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる手数料の額

建築物の総戸数	手数料の額
2戸以上、5戸以内のもの	34,600円
5戸を超え、10戸以内のもの	53,700円
10戸を超え、25戸以内のもの	86,100円
25戸を超え、50戸以内のもの	134,900円
50戸を超え、100戸以内のもの	203,200円
100戸を超え、200戸以内のもの	341,700円
200戸を超え、300戸以内のもの	431,300円

300戸を超えるもの	489,000円
------------	----------

(46)の2 長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第7項までに規定する認定に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料(長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出をする場合に限る。) 1件につき、前号の規定により算定した額に第2条に規定する額(確認申請に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、第2条に規定する額に当該昇降機1基につき第4条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額)を加えた額

(47) 削除

(48) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する認定に係る長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料(次号又は長期優良住宅普及促進法第9条第1項若しくは第3項に該当する場合を除く。)

ア 一戸建ての住宅(新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものに限る。)

の場合 1件につき 6,500円

イ 共同住宅等(新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものに限る。)の場合

1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の総戸数に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる手数料の額

建築物の総戸数	手数料の額
2戸以上、5戸以内のもの	12,400円
5戸を超え、10戸以内のもの	18,700円
10戸を超え、25戸以内のもの	29,500円
25戸を超え、50戸以内のもの	45,800円
50戸を超え、100戸以内のもの	68,600円
100戸を超え、200戸以内のもの	114,700円
200戸を超え、300戸以内のもの	144,600円
300戸を超えるもの	163,900円

ウ 一戸建ての住宅(新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものを除く。)

の場合 1件につき 9,200円

エ 共同住宅等(新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものを除く。)の場合

1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の総戸数に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる手数料の額

建築物の総戸数	手数料の額
---------	-------

2戸以上、5戸以内のもの	17,300円
5戸を超え、10戸以内のもの	26,800円
10戸を超え、25戸以内のもの	43,000円
25戸を超え、50戸以内のもの	67,400円
50戸を超え、100戸以内のもの	101,600円
100戸を超え、200戸以内のもの	170,800円
200戸を超え、300戸以内のもの	215,600円
300戸を超えるもの	244,500円

(48)の2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する認定に係る長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料(長期優良住宅普及促進法第8条において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合に限る。) 1件につき、前号の規定により算定した額に第2条に規定する額(確認申請に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、第2条に規定する額に当該昇降機1基につき第4条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額)を加えた額

(49) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する認定に係る長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料(長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定による申請に係るものに限る。) 1件につき 2,400円

(49)の2 長期優良住宅普及促進法第10条第1項に規定する承認に係る認定計画実施者が有していた計画等の認定に基づく地位の承継の承認申請手数料 1件につき 2,400円

(50) 長期優良住宅普及促進法第18条第1項に規定する容積率の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

(51) 削除

(52) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定による認定申請に係る低炭素建築物新築等計画認定手数料(次号に該当する場合を除く。)

ア 都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査(以下この号及び第54号において「技術審査」という。)をあらかじめ受けた場合(第54号アに規定する住戸数の増加又は共用部分若しくは非住宅部分の床面積の増加を伴う場合を含む。) 1件につき

(ア) 一戸建ての住宅の場合 5,700円

(イ) 共同住宅等の場合 aの額にbの額を加えた額 (bに規定する共用部分がない場合又は共用部分を評価対象としない場合はaの額)

a 次に掲げる住戸数の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

住戸数	手数料の額
住戸数が1戸のもの	5,700円
住戸数が2戸以上、5戸以内のもの	12,400円
住戸数が5戸を超え、10戸以内のもの	18,400円
住戸数が10戸を超え、25戸以内のもの	28,000円
住戸数が25戸を超え、50戸以内のもの	44,300円
住戸数が50戸を超え、100戸以内のもの	76,200円
住戸数が100戸を超え、200戸以内のもの	118,300円
住戸数が200戸を超え、300戸以内のもの	148,400円
住戸数が300戸を超えるもの	158,000円

b 共同住宅等の住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分（以下この号及び第54号において「共用部分」という。）の床面積の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

共用部分の床面積	手数料の額
300平方メートル以内のもの	10,300円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	27,600円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	75,700円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	117,800円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	147,900円
25,000平方メートルを超えるもの	184,000円

(ウ) 非住宅建築物の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以内のもの	10,300円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	27,600円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	75,700円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	117,800円

10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	147,900円
25,000平方メートルを超えるもの	184,000円

(エ) 複合建築物で住戸のみ審査を受けた場合 (イ) の区分に応じ該当する額

(オ) 複合建築物棟の場合 (イ) の区分に応じ該当する額に (ウ) の区分に応じ該当する額を加えた額

イ ア以外の場合(第54号イに規定する住戸数の増加又は共用部分若しくは非住宅部分の床面積の増加を伴う場合を含む。) 1件につき

(ア) 一戸建ての住宅の場合 32,200円

(イ) 共同住宅等の場合 aの額にbの額を加えた額 (bに規定する共用部分がない場合又は共用部分を評価対象としない場合はaの額)

a 次に掲げる住戸数の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

住戸数	手数料の額
住戸数が1戸のもの	32,200円
住戸数が2戸以上、5戸以内のもの	65,900円
住戸数が5戸を超え、10戸以内のもの	91,200円
住戸数が10戸を超え、25戸以内のもの	126,700円
住戸数が25戸を超え、50戸以内のもの	180,300円
住戸数が50戸を超え、100戸以内のもの	256,700円
住戸数が100戸を超え、200戸以内のもの	346,400円
住戸数が200戸を超え、300戸以内のもの	452,900円
住戸数が300戸を超えるもの	531,200円

b 共用部分の床面積の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

共用部分の床面積	手数料の額
300平方メートル以内のもの	100,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	165,400円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	255,600円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	327,300円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	390,500円
25,000平方メートルを超えるもの	454,300円

(ウ) 非住宅建築物の場合 a又はb

- a 外壁、窓等を通して熱損失の防止を図る必要がある場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以内のもの	218,600円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	348,900円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	495,200円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	606,500円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	714,200円
25,000平方メートルを超えるもの	814,700円

- b 外壁、窓等を通して熱損失の防止を図る必要がない場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以内のもの	100,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	165,400円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	255,600円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	327,300円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	390,500円
25,000平方メートルを超えるもの	454,300円

(エ) 複合建築物で住戸のみの場合 (イ) の区分に応じ該当する額

(オ) 複合建築物棟の場合 (イ) の区分に応じ該当する額に (ウ) の区分に応じ該当する額を加えた額

(53) 都市低炭素化促進法第53条第1項の規定による認定申請に係る低炭素建築物新築等計画認定手数料(都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出をする場合に限る。) 1件につき、前号ア又はイの規定により算定した額に第2条に規定する額(確認申請に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、第2条に規定する額に当該昇降機1基につき第4条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額)を加えた額

(54) 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による変更認定に係る低炭素建築物新築等計画変更認定手数料(次号に該当する場合を除く。)

ア 変更認定に係る低炭素建築物新築等計画についてあらかじめ技術審査を受けた場

合（住戸数の増加又は共用部分若しくは非住宅部分の床面積の増加を伴う場合を除く。） 1 件につき

（ア） 一戸建ての住宅の場合 2, 9 0 0 円

（イ） 共同住宅等の場合 aの額にbの額を加えた額（bに規定する共用部分がない場合又は共用部分を評価対象としない場合はaの額）

a 次に掲げる住戸数の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

住戸数	手数料の額
住戸数が1戸のもの	2,900円
住戸数が2戸以上、5戸以内のもの	6,200円
住戸数が5戸を超え、10戸以内のもの	9,200円
住戸数が10戸を超え、25戸以内のもの	14,000円
住戸数が25戸を超え、50戸以内のもの	22,200円
住戸数が50戸を超え、100戸以内のもの	38,100円
住戸数が100戸を超え、200戸以内のもの	59,200円
住戸数が200戸を超え、300戸以内のもの	74,200円
住戸数が300戸を超えるもの	79,000円

b 共用部分の床面積の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

共用部分の床面積	手数料の額
300平方メートル以内のもの	5,200円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	13,800円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	37,900円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	58,900円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	74,000円
25,000平方メートルを超えるもの	92,000円

（ウ） 非住宅建築物の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以内のもの	5,200円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	13,800円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	37,900円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	58,900円

10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	74,000円
25,000平方メートルを超えるもの	92,000円

(エ) 複合建築物で住戸のみ審査を受けた場合 (イ) の区分に応じ該当する額

(オ) 複合建築物棟の場合 (イ) の区分に応じ該当する額に (ウ) の区分に応じ該当する額を加えた額

イ ア以外の場合(住戸数の増加又は共用部分若しくは非住宅部分の床面積の増加を伴う場合を除く。) 1 件につき

(ア) 一戸建ての住宅の場合 1 6 , 1 0 0 円

(イ) 共同住宅等の場合 aの額にbの額を加えた額 (bに規定する共用部分がない場合又は共用部分を評価対象としない場合はaの額)

a 次に掲げる住戸数の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

住戸数	手数料の額
住戸数が1戸のもの	16,100円
住戸数が2戸以上、5戸以内のもの	33,000円
住戸数が5戸を超え、10戸以内のもの	45,600円
住戸数が10戸を超え、25戸以内のもの	63,400円
住戸数が25戸を超え、50戸以内のもの	90,200円
住戸数が50戸を超え、100戸以内のもの	128,400円
住戸数が100戸を超え、200戸以内のもの	173,200円
住戸数が200戸を超え、300戸以内のもの	226,500円
住戸数が300戸を超えるもの	265,600円

b 共用部分の床面積の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

共用部分の床面積	手数料の額
300平方メートル以内のもの	50,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	82,700円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	127,800円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	163,700円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	195,300円
25,000平方メートルを超えるもの	227,200円

(ウ) 非住宅建築物の場合 a又はb

- a 外壁、窓等を通して熱損失の防止を図る必要がある場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以内のもの	109,300円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	174,500円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	247,600円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	303,300円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	357,100円
25,000平方メートルを超えるもの	407,400円

- b 外壁、窓等を通して熱損失の防止を図る必要がない場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、当該右欄に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以内のもの	50,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	82,700円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	127,800円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	163,700円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	195,300円
25,000平方メートルを超えるもの	227,200円

- (エ) 複合建築物で住戸のみの場合 (イ) の区分に応じ該当する額
- (オ) 複合建築物棟の場合 (イ) の区分に応じ該当する額に (ウ) の区分に応じ該当する額を加えた額
- (55) 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による変更認定に係る低炭素建築物新築等計画変更認定手数料(都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出をする場合に限る。) 1件につき、前号ア又はイの規定により算定した額に第2条に規定する額(確認申請に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、第2条に規定する額に当該昇降機1基につき第4条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額)を加えた額
- (56) 建築物省エネ法第11条第1項若しくは建築物省エネ法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物省エネ法第11条第2項若しくは建築物省エネ法第12条第3項の規定による計画変更(床面積の増加を伴う

変更に限る。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 判定1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、申請部分の床面積に応じた額。ただし、複合建築物の場合にあつては、イに掲げる当該手数料の額に、ウに掲げる当該手数料の額を加算した額とし、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物(建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。以下次号において同じ。)の場合にあつては、判定1件につき、第59号アからウまでの場合のうち建築物省エネ法第30条第1項の基準に適合するかどうかの審査(以下次号、第59号及び第61号において「技術審査」という。)を行わない場合と同じ方法で算定した額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準 (以下この号及び次号において「標準計算法」という。)	200平方メートル未満のもの	33,300円
	200平方メートル以上のもの	36,800円
基準省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは基準省令第10条第2号イ(2)及び基準省令第1条第1項第2号ロ(1)又は同号イ(1)及び同号ロ(2)若しくは基準省令第10条第2号ロ(2)の基準 (以下この号及び次号において「仕	200平方メートル未満のもの	25,500円
	200平方メートル以上のもの	27,900円

様・計算併用法」という。		
基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この号及び次号において「仕様基準」という。）	200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	18,000円 20,000円

イ 共同住宅等の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
標準計算法	300平方メートル未満のもの	65,200円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	106,100円
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	177,800円
	5,000平方メートル以上のもの	253,100円
仕様・計算併用法	300平方メートル未満のもの	49,200円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	80,000円
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	136,300円
	5,000平方メートル以上のもの	197,400円
仕様基準	300平方メートル未満のもの	33,000円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	55,000円
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	95,000円

	5,000平方メートル以上のもの	142,000円
--	------------------	----------

ウ 非住宅建築物の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
基準省令第1条第1項第1号イの基準（以下この号及び次号において「標準入力法等」という。）	300平方メートル未満のもの	211,800円 (工場等のみの場合にあつては、 29,700円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	262,000円 (工場等のみの場合にあつては、 36,800円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	336,700円 (工場等のみの場合にあつては、 47,600円)
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	476,500円 (工場等のみの場合にあつては、 99,900円)
	5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	584,700円 (工場等のみの場合にあつては、 143,300円)
	10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	689,400円 (工場等のみの場合にあつては、 174,900円)
	25,000平方メートル以上のもの	785,200円 (工場等のみの場合にあつては、 214,100円)
基準省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この号及び次号において「モデル建物法」という。）	300平方メートル未満のもの	86,800円 (工場等のみの場合にあつては、 26,200円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	107,600円 (工場等のみの場合にあつては、 32,900円)

1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	139,200円 (工場等のみの場合にあつては、 42,800円)
2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	219,500円 (工場等のみの場合にあつては、 94,000円)
5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	283,700円 (工場等のみの場合にあつては、 136,800円)
10,000平方メートル以上で、 25,000平方メートル未満のもの	339,000円 (工場等のみの場合にあつては、 167,700円)
25,000平方メートル以上のもの	396,200円 (工場等のみの場合にあつては、 205,800円)

(57) 建築物省エネ法第11条第2項又は建築物省エネ法第12条第3項の規定による計画変更(床面積の増加を伴う変更を除く。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 判定1件につき、次の場合に掲げる区分に応じ、申請部分の床面積に応じた額。ただし、複合建築物の場合にあつては、イに掲げる当該手数料の額に、ウに掲げる当該手数料の額を加算した額とし、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合にあつては、判定1件につき、第61号アからウまでの場合のうち技術審査を行わない場合と同じ方法で算定した額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
標準計算法	200平方メートル未満のもの	16,700円
	200平方メートル以上のもの	18,400円
仕様・計算併用法	200平方メートル未満のもの	12,800円
	200平方メートル以上のもの	14,000円
仕様基準	200平方メートル未満のもの	9,000円
	200平方メートル以上のもの	10,000円

イ 共同住宅等の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
標準計算法	300平方メートル未満のもの	32,600円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	53,100円
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	88,900円
	5,000平方メートル以上のもの	126,600円
仕様・計算併用法	300平方メートル未満のもの	24,600円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	40,000円
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	68,200円
	5,000平方メートル以上のもの	98,700円
仕様基準	300平方メートル未満のもの	16,500円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	27,500円
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	47,500円
	5,000平方メートル以上のもの	71,000円

ウ 非住宅建築物の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
標準入力法等	300平方メートル未満のもの	105,900円 (工場等のみの場合にあつては、 14,900円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	131,000円 (工場等のみの場合にあつては、 18,400円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	168,400円 (工場等のみの場合にあつては、

		23,800円)
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	238,300円 (工場等のみの場合にあつては、 50,000円)
	5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	292,400円 (工場等のみの場合にあつては、 71,700円)
	10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	344,700円 (工場等のみの場合にあつては、 87,500円)
	25,000平方メートル以上のもの	392,600円 (工場等のみの場合にあつては、 107,100円)
モデル建物法	300平方メートル未満のもの	43,400円 (工場等のみの場合にあつては、 13,100円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	53,800円 (工場等のみの場合にあつては、 16,500円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	69,600円 (工場等のみの場合にあつては、 21,400円)
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	109,800円 (工場等のみの場合にあつては、 47,000円)
	5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	141,900円 (工場等のみの場合にあつては、 68,400円)
	10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	169,500円 (工場等のみの場合にあつては、

		83,900円)
	25,000平方メートル以上のもの	198,100円 (工場等のみの場合にあっては、 102,900円)

(58) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料 1件につき、前号と同じ方法で算出した額

(59) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請手数料 認定申請1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、申請部分の床面積に応じた額(次号に該当する場合を除く。)。ただし、複合建築物の場合にあっては、イに掲げる当該手数料の額に、ウに掲げる当該手数料の額を加算する。

ア 一戸建ての住宅の場合

申請部分の床面積	手数料の額
200平方メートル未満のもの	32,200円 (技術審査を行わない場合にあっては、5,800円)
200平方メートル以上のもの	35,800円 (技術審査を行わない場合にあっては、5,800円)

イ 共同住宅等の場合(ただし、住宅部分のうち一の住戸以外の部分(以下この号及び第61号において「共用部分」という。)を評価対象としない場合にあっては、申請部分の床面積に共用部分の床面積を含めないものとする。)

申請部分の床面積	手数料の額
300平方メートル未満のもの	63,400円 (技術審査を行わない場合にあっては、10,000円)
300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	107,600円 (技術審査を行わない場合にあっては、22,400円)
2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	180,200円 (技術審査を行わない場合にあっては、44,600円)
5,000平方メートル以上のもの	256,500円 (技術審査を行わない場合にあっては、76,400円)

ウ 非住宅建築物の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
基準省令第10条 第1号ロ(1)の基準 (以下この号及び第61号において「標準入力法等」という。) 	300平方メートル未満のもの	205,700円 (技術審査を行わない場合にあつては、10,000円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	256,900円 (技術審査を行わない場合にあつては、19,000円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	334,500円 (技術審査を行わない場合にあつては、28,400円)
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	475,600円 (技術審査を行わない場合にあつては、76,400円)
	5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	584,900円 (技術審査を行わない場合にあつては、118,400円)
	10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	690,500円 (技術審査を行わない場合にあつては、148,400円)
	25,000平方メートル以上のもの	787,200円 (技術審査を行わない場合にあつては、184,400円)
基準省令第10条 第1号ロ(2)の基準 (以下この号及び第61号において「モデル建物法」という。) 	300平方メートル未満のもの	79,600円 (技術審査を行わない場合にあつては、10,000円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	102,500円 (技術審査を行わない場合にあつては、19,000円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	135,200円 (技術審査を行わない場合にあつては、28,400円)

2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	216,300円 (技術審査を行わない場合にあつては、76,400円)
5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	281,100円 (技術審査を行わない場合にあつては、118,400円)
10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	336,900円 (技術審査を行わない場合にあつては、148,400円)
25,000平方メートル以上のもの	394,600円 (技術審査を行わない場合にあつては、184,400円)

(60) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請(建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。) 手数料 認定申請1件につき、前号の規定により算定した額に第2条に規定する額(確認申請に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、第2条に規定する額に当該昇降機1基につき第4条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額)を加えた額

(61) 建築物省エネ法第31条第1項の規定による変更認定に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、申請部分の床面積に応じた額(次号に該当する場合を除く。)。ただし、複合建築物の場合にあつては、イに掲げる当該手数料の額に、ウに掲げる当該手数料の額を加算する。

ア 一戸建ての住宅の場合

申請部分の床面積	手数料の額
200平方メートル未満のもの	16,100円 (技術審査を行わない場合にあつては、2,900円)
200平方メートル以上のもの	17,900円 (技術審査を行わない場合にあつては、2,900円)

イ 共同住宅等の場合(ただし、共用部分を評価対象としない場合にあつては、申請部分の床面積に共用部分の床面積を含めないものとする。)

申請部分の床面積	手数料の額
300平方メートル未満のもの	31,700円 (技術審査を行わない場合にあっては、5,000円)
300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	53,800円 (技術審査を行わない場合にあっては、11,200円)
2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	90,100円 (技術審査を行わない場合にあっては、22,300円)
5,000平方メートル以上のもの	128,300円 (技術審査を行わない場合にあっては、38,200円)

ウ 非住宅建築物の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
標準入力法等	300平方メートル未満のもの	102,900円 (技術審査を行わない場合にあっては、5,000円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	128,000円 (技術審査を行わない場合にあっては、9,500円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	167,300円 (技術審査を行わない場合にあっては、14,200円)
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	237,800円 (技術審査を行わない場合にあっては、38,200円)
	5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	292,500円 (技術審査を行わない場合にあっては、59,200円)
	10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	345,300円 (技術審査を行わない場合にあっては、74,200円)
	25,000平方メートル以上のもの	393,600円

		(技術審査を行わない場合にあつては、92,200円)
モデル建物法	300平方メートル未満のもの	39,800円 (技術審査を行わない場合にあつては、5,000円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	51,300円 (技術審査を行わない場合にあつては、9,500円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	67,600円 (技術審査を行わない場合にあつては、14,200円)
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	108,200円 (技術審査を行わない場合にあつては、38,200円)
	5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	140,600円 (技術審査を行わない場合にあつては、59,200円)
	10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	168,500円 (技術審査を行わない場合にあつては、74,200円)
	25,000平方メートル以上のもの	197,300円 (技術審査を行わない場合にあつては、92,200円)

(62) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請(建築物省エネ法第31条第2項の規定による申出をする場合に限る。)手数料 変更認定申請1件につき、前号の規定により算定した額に第2条に規定する額(確認申請に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、第2条に規定する額に当該昇降機1基につき第4条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額)を加えた額
(手数料の徴収時期及び方法)

第9条 手数料は、申請の際に徴収する。

2 手数料は、市長の発行する納入通知書により納めなければならない。

(手数料の不還付)

第10条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第11条 市長は、公益上必要があると認める場合、総合的設計による1団地の住宅施設に関する場合又は災害その他特別の理由があると認める場合には規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第13条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定（「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める部分に限る。）、第6条第2項及び第3項の改正規定、第7条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新発田市建築関係手数料条例の規定は、令和7年4月1日以後に申請を受理したものから適用し、同日前までに申請を受理したものに係る手数料については、なお従前の例による。